

官報

号外 昭和五十年二月十四日

○第七十五回 参議院會議録第五号

昭和五十年二月十四日(金曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第五号

昭和五十年二月十四日

午前十時開議

- 第一 永年在職議員表彰の件
- 第二 昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等
についての所得税及び法人税の臨時特例
に関する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、北海道開発審議会委員の選挙
以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。
この際、お諮りいたします。

内藤功君から海外旅行のため来る十六日から九
日間、星野力君から海外旅行のため八日間、それ
ぞれ請暇の申し出がございました。

昭和五十年二月十四日 参議院會議録第五号

請暇の件 北海道開発審議会委員の選挙

永年在職議員表彰の件

いずれも許可することに御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。
よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、

北海道開発審議会委員二名の選挙を行います。

○細川護国君 北海道開発審議会委員の選挙は、
その手続を省略し、議長において指名されること
の動議を提出いたします。

○安永英雄君 私は、ただいまの細川君の動議に
賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 細川君の動議に御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、北海道開発審議会委員に岩本
政一君、高橋雄之助君を指名いたします。

○議長(河野謙三君) 日程第一 永年在職議員表
彰の件

議員上原正吉君、岩間正男君、安井謙君は、国
會議員として在職すること二十五年に達せられま
した。

つきましては、院議をもって三君の永年の功
を表彰することとし、その表彰文は議長に一任さ
れたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました三君に対する表
彰文を朗読いたします。

〔上原正吉君起立〕

議員上原正吉君 君は國會議員としてその職に
あること二十五年に及び常に憲政のために力を
尽くされました

参議院は君の永年の功勞に對しここに院議をも
つて表彰します

〔拍手〕

〔岩間正男君起立〕

議員岩間正男君 君は國會議員としてその職に
あること二十五年に及び常に憲政のために力を
尽くされました

参議院は君の永年の功勞に對しここに院議をも
つて表彰します

〔拍手〕

〔安井謙君起立〕

議員安井謙君 君は國會議員としてその職にあ

ること二十五年に及び常に憲政のために力を尽
くされました

参議院は君の永年の功勞に對しここに院議をも
つて表彰します

〔拍手〕

表彰状の贈呈方は、議長において取り計らいま
す。

○議長(河野謙三君) 阿具根登君から發言を求め
られております。發言を許します。阿具根登君。

〔阿具根登君登壇、拍手〕

○阿具根登君 私は、本院議員を代表いたしまし
て、ただいま、永年在職のゆえをもちまして表彰
せられました上原正吉君、岩間正男君並びに安井
謙君に對しまして、一言お祝いの言葉を申し上げ
ます。

上原正吉君は、昭和二十五年本院議員に當選さ
れました。以来、今日まで、その円満なるお人柄
とすぐれた御見識をもちまして、本院決算委員長
等國會役員並びに自由民主党兩院議員總會長等、
黨の要職を歴任せられました。また、昭和四十年
には第一次佐藤内閣において科學技術庁長官に就
任される等、憲政の発展に多くの足跡を残してこ
られたのであります。

岩間正男君は、昭和二十二年新憲法下初の参議
院議員通常選挙に當選せられ、政治家としてのス

昭和五十年二月十四日 参議院会議録第五号 永年在職議員表彰の件

タートをされましたのであります。以来、同君は、日本共産党中央委員、参議院議員団長等、党の幹部として御活躍されまされとにも、本会議及び委員会等における数回に及ぶ示唆に富んだ発言を通じて、一貫して議会制民主主義の確立のために尽くしてこられたのであります。

安井謙君は、上原君と同じく昭和二十五年に本院議員に御当選以来、本院副議長、議院運営委員長等国会役員として参議院の権威高揚のため多大の功績を残されました。また、自治大臣、総理府総務長官として、その卓越せる政治手腕を遺憾なく発揮せられました。現在、参議院自由民主党議員会長の要職にあられることは、すでに御承知のとおりであります。

ここにわれわれ議員一同は、三君の御功績に對しまして深く敬意を表しますとともに、本日はある表彰を受けられましたことに對し、心から祝意を表する次第であります。

どうか三君におかれましては、御健康に留意せられ、本院の使命達成と議会制民主主義の発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願いいたします。はなはだ簡単でございますが、お祝いの言葉といたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいま表彰を受けられました三君から、それぞれ発言を求められております。順次発言を許します。上原正吉君。

〔上原正吉君登壇、拍手〕

○上原正吉君 ただいまは、議長の発議で、私が、永年在職のゆえをもちまして、院議をもって表彰されて、まことに名譽の上もなく、また、皆様方のお志まことにありがたく、厚く感謝する次第でございます。

私は、何らなすところなく、と申し上げてもよいほどの在職中でございましたが、まことに生涯を通じての榮譽であると、かように感じまして、無量の感激に浸っておる次第でございます。

思うに、私が五回も当選できましたことは、私を五回当選させてくださった有権者の皆様方のたまものでありまして、ただ勤勉に勤めておれば二十年でも三十年でも定年までは勤まる、そういうものとは違ひますので、喜びを一層深くする次第でございます。

そして、私が五回も続けて当選できましたことは、選挙民の皆様方の御援助、御支援ばかりでなく、本院の皆様方の私に対する万事温かい思いやりが私を五回当選せしめた大なる原因となった、これを感じる次第でございます。たとえば、わが党の先輩の方々、また、要職にある方々、こういう方々が、私のためにいろいろな職を与えてくださった、地位を与えてくださった、これが五回当選の源となった次第と存じます。

それからまた、私は野党の諸君のお心遣いを心から感謝する次第でございます。議場で、委員会で、火花を散らして激しい論戦を重ねておられる皆様方が、一たん議席を離れると、温かい言葉

で、やわらかい物腰で接していただきまして、長い間仲よくしていただきました。そして、私はそれに慣れて、いろいろと私自身で片づかないことは皆様方をお願いして、お力を借りたことがたくさんございます。この議席を離れると、まるで人が変わってしまうという野党の方々は、やはり多年選挙で、選挙の労苦でみがき上げられた人格のたまものだと、こう存する次第でございます。

私もこれからまだ任期が切れるまでは五年半ゆっくりでございます。五年半たつてもまだ八十二歳でございます。おかげで元気でございます。それから、そしてまた、私はこの国会が大変住みよいところ、心安く住めるところ、こう考えておりますので、できたらこの議席から天に上るか、地に下るか、それをいたしたいと存じます。生涯ここで送りたい、こう念じておりますので、野党の方々も今後ともますます御誘掖のほどを心からお願ひする次第でございます。

どうも話が脱線しかけたから、これで私の謝礼の言葉を結ばしていただきます。(拍手)

どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 ただいまは、二十五年永年勤続のゆえをもって、院議により表彰を賜り、また懇切な祝詞をいただき感謝にたえないところで、私は、昭和二十二年四月、新憲法下初めての参

議院議員として当選し、その後三年間の空白の後、四期連続当選し、日本共産党の参議院議員として今日に至りました。これはひとえに、この長い期間中常に変わらぬ国民の皆さんの御支援と同僚議員各位の励ましのたまものであり、この際、心から御礼を申し上げる次第でございます。

この二十五年間は、朝鮮戦争、サンフランシスコ条約批准、安保国会、日韓国会、ベトナム戦争、沖繩国会、物価狂乱国会など、まさに内外の激動期でありました。

特に私は、あの安保国会や日韓国会での請願行動をいま生々しく思い起こしています。連日連夜、日本の平和と独立、国民生活の向上を求めて国会を取り囲んだ幾千幾万の請願者の波、そして交わした握手の数々、

たくましさやさしきぬきこもごもの手がそれぞれ願ひもつた

私は、この願ひを願ひとし、心を心としてその実現のために献身することを信条として今日に至っております。

しかし、この願ひはいまだに完全には果たされておるとは申せません。みずからの力の足りなさを痛感するのみであります。

いくばくのことをせしやとかえりみて赤き顔に汗はしたたる

これはかつての私の述懐であります。この心情はいまも変わってはおられません。

いま、わが国にとって内外情勢はきわめて厳し

く、国政革新への一層の努力を私にも求めております。

私は、議会制民主主義を守り抜き、国会を、国民の前に政治の実態を明らかにし、国民の要求を反映し実現する場とし、平和、中立、国民生活向上の民主日本を打ち立てることを目指して引き続き献身してまいりたい所存でございます。

以上申し述べまして謝辞といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 安井謙君。

〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 お許しをいただきまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

今回、不肖私が、永年勤続のゆえをもちまして、議長より院議による表彰を受け、かつ、同僚議員阿具根先生より身に余る御祝辞を賜りまして、感激の上もございません。私の生涯にとりまして、忘れ得ざる榮譽でございます。

私は、終戦後大陸より引き揚げてまいり、昭和二十五年参議院東京地方区より立候補いたし、初当選以来今日に及んでおります。私が今日あるのは、ひとえに議長初め先輩、同僚議員の皆様御指導、また先輩、友人はもとより東京都権者の方々の温かい御支援のたまものと肝に銘じております。

ことわざに「光陰矢の如し」という言葉がございますが、私にとって、この二十五年の歲月も、振

り返ってみますれば、まことに夢のように過ぎ去った思いであり、みずから省みてじくじたるものがなしといたしません。とは申しながら、改めて追憶の数々をたどつてまいりますと、また感慨無量なものもなしとしません。ある意味では、生きがいのあった二十五年とも申せるかと思ひます。

今日、世界も日本もまさに激動を続けております。わが国の唯一の立法機関である国会の一翼を担う参議院議員、これを正しく使命を達成いたしますためには、今後その運営につきまして新しい工夫をこらすことも必要ではなからうかと思ひております。

私は、今日の榮譽を身にしみて感じますとともに、さらに国政に向かつて心を新たに精進をいたす決意でございます。今後とも皆様方のよき御指導のほどをひとえにお願いいたしまして、私のお礼の言葉にかえします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第二 昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松垣徳太郎君。

審査報告書

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年二月十三日

大蔵委員長 松垣徳太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十九年度に政府から交付される稲作転換奨励補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十九年度約三億円である。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年二月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金又は稲作転換協力特別交付金(以下「稲作転換奨励補助金等」という。)の交付を受けた場合には、当該個人の昭和四十九年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理によ

昭和五十年二月十四日 参議院會議録第五号 昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

り減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の稲作転換奨励補助金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約三億円である。

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕

○松垣徳太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和四十九年度に政府から交付される稲作転換奨励補助金等について、所得税法及び法人税法上の軽減措置を講じようとするものであります。すなわち、同補助金等のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすこととし、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

人税法上の軽減措置を講じようとするものであります。すなわち、同補助金等のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすこととし、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

本法施行に伴う昭和四十九年度の減税額は、約三億円と見込まれております。

委員会における質疑の詳細は會議録に譲りたいと存じます。

なお、委員長より、これまでの質疑の過程を通じて委員各位より、麦、大豆等の奨励金について税制上の特例を講ずべきであるとの意見がありました。したが、わが国の食糧自給が問題とされている折から、これに対する今後の農政の進展に即応し各種の施策が講じられた場合には、税制面においても必要に応じ特別措置のあり方を検討されるよう要望いたしました。

これに対し、梶木大蔵政務次官及び衆議院大蔵委員長代理村山理事より、それぞれ、真剣に検討する旨の発言がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

議員
太田 淳夫君 矢原 秀男君
野末 陳平君 下村 泰君
相沢 武彦君 堀出 啓典君
青島 幸男君 内田 善利君
峯山 昭範君 桑名 義治君
平井 卓志君 林 道君
上林繁次郎君 阿部 憲一君
三木 忠雄君 藤原 房雄君
和田 春生君 栗林 卓司君
寺下 岩藏君 中西 一郎君
黒柳 明君 矢追 秀彦君
原田 立君 木島 則夫君
林田悠紀夫君 鈴木 一弘君
宮崎 正義君 柏原 ヤス君
中村 利次君 田淵 哲也君
山本茂一郎君 二宮 文造君
白木義一郎君 小平 芳平君

多田 省吾君 中尾 辰義君
中沢伊登子君 向井 長年君
最上 進君 望月 邦夫君
森下 泰君 梶木 又三君
岩上 妙子君 宮田 輝君
藤川 一秋君 福岡日出磨君
鳩山威一郎君 青井 政美君
有田 一寿君 井上 吉夫君
石破 二郎君 糸山英太郎君
吉田 実君 松岡 克由君
藤井 丙午君 松垣徳太郎君
原 文兵衛君 中村 禎二君
細川 護熙君 佐藤 隆君
上田 稔君 石本 茂君
長田 裕二君 中山 太郎君
小林 国司君 宮崎 正雄君
久保田藤麿君 山内 一郎君
柳田桃太郎君 内藤三郎君
玉置 和郎君 岩動 道行君
西村 尚治君 鍋島 直昭君
新谷寅三郎君 上原 正吉君
青木 一男君 小川 半次君
徳永 正利君 八木 一郎君
神田 博君 丸茂 重貞君
塩見 俊二君 志村 愛子君
片山 正英君 嶋崎 均君
棚辺 四郎君 永野 巖雄君
中村 太郎君 戸塚 進也君

高橋 登富君	山東 昭子君	町村 金五君	加藤 武徳君
岩男 顯一君	大島 友治君	二木 謙吾君	野口 忠夫君
大鷹 淑子君	岡田 広君	栗原 俊夫君	瀬谷 英行君
斎藤 十朗君	高橋 邦雄君	森 勝治君	植木 光教君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君	木村 睦男君	熊谷太三郎君
河本嘉久蔵君	金井 元彦君	源田 実君	羽生 三七君
川野辺 静君	土屋 義彦君	戸叶 武君	田中寿美子君
山崎 竜男君	久次米健太郎君	竹田 四郎君	戸田 菊雄君
初村滝一郎君	鈴木 省吾君	森中 守義君	森下 昭司君
世耕 政隆君	高田 浩運君	近藤 忠孝君	山中 郁子君
高橋雄之助君	楠 正俊君	粕谷 照美君	片山 甚市君
大森 久司君	岡本 悟君	目黒今朝次郎君	橋本 敦君
平泉 涉君	橋 直治君	内藤 功君	寺田 熊雄君
安井 謙君	船木 亨弘君	佐々木静子君	小巻 敏雄君
吉武 恵市君	増原 恵吉君	神谷信之助君	小谷 守君
鹿島 俊雄君	大谷藤之助君	上田 哲君	和田 静夫君
小笠 公昭君	亘 四郎君	松本 英二君	小笠原貞子君
温水 三郎君	橋本 繁蔵君	立木 洋君	沓脱タケ子君
矢田部 理君	案納 勝君	鈴木 力君	川村 清一君
久保 亘君	坂野 重信君	杉山善太郎君	沢田 政治君
斎藤栄三郎君	青木 新次君	加藤 進君	渡辺 武君
野田 哲君	対馬 孝且君	塚田 大願君	安永 英雄君
秦 豊君	亀井 久興君	松永 忠二君	小柳 勇君
佐藤 信二君	赤桐 操君	須藤 五郎君	岩間 正男君
今泉 正二君	片岡 勝治君	阿具根 登君	野々山一三君
宮之原貞光君	神沢 浄君	秋山 長造君	加瀬 完君
安田 隆明君	前川 且君	河田 賢治君	野坂 参三君
竹田 現照君	村田 秀三君	上田耕一郎君	春日 正一君

國務大臣

大蔵大臣 大平 正芳君

議長の報告事項

去る一月二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

竹内 藤男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

徳永 正利君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

理事

藤田 進君 (森中守義君の補欠)

同日議長から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案 (田英夫君外一名発議)

同日議長は、左の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査
一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。

一、方法 関係者から説明を聴取し、資料を収集し、また、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右の通り議決した。よつて参議院規則第七十四

条の三により承認を求めます。

昭和五十年一月二十九日

予算委員長 大谷藤之助

参議院議長 河野 謙三殿

同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員竹田現照君が常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 川村 清一君

同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員藤田進君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 阿具根 登君

同日内閣総理大臣から議長宛、去る二十四日付をもつて警察庁長官官房会計課長室城庸之君は同庁長官官房審議官に任命されたのでその政府委員は自然消滅となつた旨の通知を受領した。

議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

警察庁長官官房会計課長 金沢 昭雄君

去る一月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

鹿島 俊雄君

大蔵委員

宮田 輝君

文教委員

矢原 秀男君

昭和五十年二月十四日 参議院會議録第五号 議長の報告事項

九二

社会労働委員

山崎 五郎君

通信委員

木村 睦男君

同

藤原 房雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

木村 睦男君

大蔵委員

山崎 五郎君

文教委員

藤原 房雄君

社会労働委員

鹿島 俊雄君

通信委員

宮田 輝君

同

矢原 秀男君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

大蔵委員会

理事 山崎 五郎君 (岩動道行君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

相続税法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

入場税法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案 (田英夫君外一名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官官房会計課長金沢昭雄君(二月二十九日議長承認)を第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

酒税法の一部を改正する法律案

製造たばこ定額法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員小平芳平君提出砒素汚染に係る農用地の土壤改良等に関する質問に対する答弁書

去る一日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 法務委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて人事院事務総局任用局長大塚順七君は退職し、また同日付をもつて警察庁交通局長綾田文義君は警視庁副総監に、警察庁警備局長山本鎮彦君は同庁次長にそれぞれ任命されたのでその政府委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

去る三日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

人事院事務総局任用局長 小野 武朗君

警察庁交通局長 勝田 俊男君

警察庁警備局長 三井 脩君

去る四日議員から左の質問主意書が提出された。

疎開船対馬丸遭難死没者の処遇に関する再質問主意書(菅屋武真榮君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院事務総局任用局長小野武朗君外二名(二月三日議長承認)を第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る五日委員会において選任した理事は左の通りである。

決算委員会

理事 峯山 昭範君 (田代富士男君の補欠)

理事 橋本 敦君 (橋本敦君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

文部省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案 文教委員会に付託

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 加藤 進君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員 立木 洋君

去る七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 立木 洋君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員 加藤 進君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

大蔵委員会 理事 辻 一彦君 (野々山二三君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長

は即日これを委員会に付託した。

日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

日本国と中華人民共和国との間の海運協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

道路運送車両法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

去る八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和四十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十年二月十四日 参議院会議録第五号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

昭和四十九年度特別会計予算総則第十一条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

同日内閣から、左記の者の北海道開発審議会委員としての任期が、本月十六日満了となるので後任者の指名を願うた旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 岩本 政一
同 高橋雄之助

一昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 藤原 房雄君
通信委員 矢原 秀男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員 矢原 秀男君
通信委員 藤原 房雄君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

作業環境測定法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案可決報告書

砒素汚染に係る農用地の土壤改良等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年一月二十三日

小平 芳平

参議院議長 河野 謙三殿

砒素汚染に係る農用地の土壤改良等に関する質問主意書

砒素による健康被害の救済については、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の政令が改正され、宮崎県土呂久地区、島根県管ケ谷地区において、計五十名が既に慢性砒素中毒症患者に認定されている。また、通産省は砒素汚染に係る休廃止鉱山の鉱滓、ズリ等の処理対策を進めつつある。

しかしながら、砒素汚染に係る農用地の改良等の面では、なんら対策が進められていないのが実情である。汚染地区の農民は、過去数十年にわたる、とくに稲作の極端な減収に悩まされ続けてきた。政府はこれら汚染地域の農用地の土壤改良事業に、早急にとりくむべきであると考え、

ついで、次の諸点に関し、政府の方針を明らかにされたい。

一、政府は砒素に汚染された農用地の総面積は、全国でどのくらいあると推計しているか。(若し政府の資料がないということであれば、現実に被害者あるいは汚染地として苦情が提出されている現状からの推計でもよい。)

二、また汚染の濃度がどのくらいあれば、稲作の減収がどのくらいになると考えるか。さらに、このような農家の減収による損害は、いつ、誰によつて補償されるのか。

昭和五十年二月十四日 参議院会議録第五号 質問主意書及び答弁書

三、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の「特定有害物質」への砒素の政令指定は、いつなされるのか。

四、砒素の汚染対策地域の指定基準・指定要件は、いつ決められるのか。

五、農用地土壌汚染対策の地域指定はいつ頃になり、土地改良事業はいつ頃開始され、いつ頃までに終了するのか。

六、植物等の食品に含まれる砒素の実態調査の終了時期及び規格基準決定の時期はいつ頃になるか。また、低濃度の砒素の長期摂取による人体への影響はどうなっているか。

右質問する。

昭和五十年一月三十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員小平芳平君提出砒素汚染に係る農用地の土壌改良等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小平芳平君提出砒素汚染に係る農用地の土壌改良等に関する質問に対する答弁書

一、について

砒素による土壌汚染の実態については、砒素が特定有害物質として指定されたのち、砒素に係る土壌汚染対策細密調査の実施により、明ら

かにされるものであるが、現在までに、国及び都道府県が実施した各種の土壌汚染調査の結果等から推定すると、砒素による土壌汚染のおそれのある農用地面積は、全国で、おおむね数百ヘクタール程度と推定される。

二、について

砒素は、土壌中に高濃度で存在することによって植物に悪影響を及ぼすと考えられている。

水稻の減収が生ずるときの土壌中の砒素濃度については、目下、政府として中央公害対策審議会において、検討願っているところであり、近く結論が得られる見込みである。

また、水稻の減収による農家の損害の補償については、その損害につきその責に任ずべき者によりなされるべきものである。

三、及び四、について

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく特定有害物質として砒素を指定するに当たり、同時に砒素に係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件を定める必要があるため、当該指定要件はいかにあるべきかについて、現在、中央公害対策審議会において、検討願っているところであり、近く、答申が得られる見込みであるので、これを受けて、早急に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の改正を行い、砒素を特定有害物質として指定するとともに、農用地土壌汚染対策地域の指定要件を定めることとしている。

五、について

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき、砒素が特定有害物質として指定され次第、可及的速やかに、都道府県知事に対して、土壌汚染対策細密調査を実施し、農用地土壌汚染対策地域の指定及び対策計画の策定を行うよう指導するとともに、必要な土地改良事業が円滑に実施されるよう指導したい。

六、について

食品中における砒素の天然に含有される量については、厚生省において昭和四十九年度から穀物等の食品を対象に、八道県に委託して実態調査を行つていところであり、この調査は昭和五十年年度まで継続して実施する予定である。

なお、この調査の結果を参考とし、必要があれば砒素の毒性に関する調査研究を行い、食品衛生法に基づく規格基準の設定等について検討してまいりたい。

定価 一部 一一〇円

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六六)